

## 阿南市要綱第37号

### 阿南市WITH・コロナ事前避難促進事業助成金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、避難指示等が発令された際に、避難者の安全確保と避難所の3密回避を図るため、避難者が避難所として宿泊施設を利用する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、阿南市補助金等交付規則（平成30年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、大雨、台風に起因する事象をいう。
- (2) 「宿泊施設」とは、徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合又は一般社団法人日本旅館協会徳島県支部に加盟する施設若しくは事前に徳島県内の市町村が協定等により避難所としての利用の合意を得ている宿泊施設をいう。

(助成金の交付対象等)

第3条 助成金の交付の対象となる助成対象者、助成対象経費、助成対象期間及び助成限度額については、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、宿泊費（室料のみ）と助成限度額を比較して少ない額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、阿南市WITH・コロナ事前避難促進事業

助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、宿泊施設を利用した日（連続して利用した場合は最後の日）から起算して30日以内までに、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による阿南市WITH・コロナ事前避難促進事業助成金交付申請書兼請求書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、阿南市WITH・コロナ事前避難促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）をもって、交付申請者にその旨を通知し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表

助成対象者等	助成限度額
<p>1 助成対象者</p> <p>(1) 居住要件</p> <p>阿南市内で、次のいずれかの区域に居住している者</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>イ 洪水浸水想定区域</p> <p>ウ 高潮浸水想定区域</p> <p>(2) 属性要件</p> <p>次のいずれかに該当する者（要配慮者）と、その介助者として付き添う者（要配慮者1人に対して1人とする。）</p> <p>ア 要介護認定3から5のいずれかの認定を受けている者</p> <p>イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者</p> <p>ウ 療育手帳Aを所持する者</p> <p>エ 妊産婦</p> <p>オ 乳児（満1歳未満の子をいう。）</p> <p>カ その他市長が認める者</p> <p>2 助成対象経費</p> <p>宿泊費（室料のみ（サービス料・消費税を含む））</p> <p>※ 食事に関する経費及び宿泊施設への移送に要する経費は含まない。</p> <p>3 助成対象期間</p> <p>令和3年5月1日から同年11月30日までの台風及び大雨を対象として、警戒レベル3以上の避難情報が発令された期間</p>	<p>1人1泊 5,000 円</p>